

議会だより 大磯

第151号

2009年（平成21年）8月27日発行



大磯丘陵と小湊海岸といった
緑と海の自然に囲まれた焼失前の旧吉田茂邸

就任にあたって



議長 山田 喜一

このたび議長に選任され、責任の重大さを感じております。地方分権が進む中で、町の自己決定と自己責任の範囲が拡大してくるのに伴

い、議会の果たす役割が大きくなっています。これまで積み重ねてきた議会改革を基礎に、臨時会で議会基本条例を制定しました。

この条例を踏まえ、会議等の原則公開、町民と意見交換する「一般会議」や「議会報告会」を開催し、町民参加と協働をめざします。議会論議を活発に行い、豊かなまちづくり実現のために努力していく決意です。皆様の厳しく温かいご意見ご協力をお願いします。



副議長 山口 陽一

町議会の役割は町民が安心して生活できる大磯町となるように皆様の声を町当局に届けるだけでなく、実際に町民本位の行政を実行

しているかを厳しく監視していくことです。

大磯町も厳しい財政状況ですが、福祉・教育・防災など今後必要な重点施策がたくさんあります。

議会が率先して町民皆様に町の動向や議会活動の内容を情報提供すると共に、皆様が十分理解できるように説明責任を果たすことが肝要です。

皆様に信頼され、存在感のある議会となるために全力で努力いたします。

7月24日第4回臨時会のあらまし

1. 議会基本条例の制定
2. 教育委員の任命
3. 一般会計補正予算
4. 議会構成の再編

議会運営委員会提案の

議会基本条例 制定される

賛成12・反対1で可決

わかりやすく開かれた議会運営と

町民の代表としての役割を果たすよう

町議会の最高規範として定めたものです

議会改革



この条例は今まで行った議会改革を整理・反映させると同時に、町民の代表としての議会の役割と活動の指針を町民に明らかにするものです。

条例の主な点は

○町民及び議員が自由に意見及び情報を交換するための「一般会議」をおくことができること

○町長等は議員の質問に対し議長・委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲で反問ができること

○町長等は総合計画その他の重要な政策を策定しようとするときは、あらかじめ議会の意見を聞くよう努めること

○議員間の十分な討議を通じて、町政の監視評価・政策立案・政策提言等を積極的に行うこと

○議会報告会など、議会広報の充実を図られること

なお、施行日の11月1日に向けて、会議規則の改正や要綱の制定をしていきます。

大磯町議会基本条例

前文

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきた。

このため、大磯町議会は、そのもてる機能を十分に駆使し、常に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と対等で緊張ある関係を維持しながら、町民の代表機関として、町長等が行う事務を評価及び監視するに当たり、その立案、決定、執行等における論点及び争点を明確にする。

また、積極的に町民へ情報発信することによって、町民と協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこ

の条例を制定する。この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民から信頼され、存在感のある豊かな議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

概要

- | | |
|------|---------------|
| 第1条 | 目的 |
| 第2条 | 議会の使命 |
| 第3条 | 議会の活動原則 |
| 第4条 | 議員の責務 |
| 第5条 | 町民と議会の関係 |
| 第6条 | 町長と議会及び議員の関係 |
| 第7条 | 重要政策の審議等 |
| 第8条 | 議会の議決事件 |
| 第9条 | 議会における自由討議の拡大 |
| 第10条 | 議会の組織 |
| 第11条 | 政務調査費 |
| 第12条 | 議会事務局の体制整備等 |
| 第13条 | 議員の研修等 |
| 第14条 | 議会広報の充実 |
| 第15条 | 議員の政治倫理 |
| 第16条 | この条例の性格等 |
- 平成21年11月1日から施行
※条例はホームページに掲載

パブリックコメント
ありがとうございました



町民の皆様へ

意見、批判を受け止め、

制定に取り組みました

議会基本条例案に対する
ご意見の募集（5月1日～
20日まで）に協力いただいた
皆様、ありがとうございました。

真摯に受け止め条例案の
制定の参考にさせて頂いた
きました。

今回の議会基本条例の制
定は、議会改革の大きな一
歩となります。

意見

議員全員協議会の公
開と記録をとるべきだ。

回答

「議会の審査又は議会の
運営に関し協議又は調
整を行うための場」に位
置づけることになれば、
会議規則の改正を行い、
会議を公開していきます。

意見

同じ質問が複数名の
議員から寄せられる。
時間の無駄遣いでは。

回答

質問に当たっては、前
の議員への答弁も考慮に
入れながら、疑問点など
がさらに明らかとなるよ
うに質問に努めています。

意見の反映状況

区 分	件数
反映したもの	2件
既に位置づけられているもの	2件
今後の議会運営の参考とするもの	2件
反映できなかったもの	2件
その他（条例外のもの）	7件

補正予算 (第2号)

歳入歳出それぞれ2億2
千42万3千円を追加するも
の。

歳入は経済危機に対する
国庫補助金と財政調整基金
で、歳出はデジタル放送や
コンピュータ関連の整備費、
太陽光発電関連、がん検診
委託、分団の消防車購入、
町税還付など。

主な質疑

地域活性化・経済危機
対策交付金

1億2千18万4千円増

問 町の配分額と事業の反
映状況は。

答 1億3千987万円で、各
課が出した事業はすべて
反映した。

問 町は町内業者優先で、
分離発注などを考えるとい
うが、それでよいのか。
答 入札はルールに基づき
執行する。できるもの、
できないものを精査する。

女性特有のがん検診
推進事業

854万4千円増

問 検診の受診率の目標と
受診の方法は。

答 子宮がんは20歳、乳が
んは40歳から5歳毎に対
象者となる。全員に周知
する。目標は50%、町外で
も受診できるようにする。

住宅用太陽光発電事業

440万円増

問 当初予算にもあったが、
増えた理由は。

答 申請者が見込みより増
えている。1件あたりの
額も増やした。

地域公共交通計画事業

500万円増

問 事業内容は。

答 富士見地区と町内全域
を対象に、将来を見据え
た交通網のあり方を考え
るもの。21年度完成、都
市計画コンサル業者に委
託する。

賛否結果

議案番号	議 案	議員名（議席順）	渡辺 順子	山口 陽一	三澤 龍夫	高橋 英俊	坂田 よう子	竹内 恵美子	奥津 勝子	浅輪 いづ子	清水 弘子	柴崎 茂	山田 喜一	鈴木 京子	土橋 秀雄	結 果
36	大磯町議会基本条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	可決
37	教育委員会委員の任命について 岩井喜久枝氏		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
38	平成21年度大磯町一般会計補正予算（第2号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

○は賛成 ●は反対

議会の役職が改選される

新たな議長、副議長と委員会構成が次のとおり決まりました



総務建設常任委員会

委員	柴崎茂
副委員長	高橋英俊
委員	山口陽一
委員	清水弘子
委員	三澤龍夫
委員	百瀬恵美子
委員	坂田よう子

議長	山田喜一
副議長	山口陽一
監査委員	

議長は立候補を表明した山田議員7票、表明なしの渡辺議員6票、無効1票で山田議長に。副議長は立候補の山口議員7票、同じく奥津議員6票、無効1票で山口副議長に。議会は監査委員に渡辺議員を推薦したが、町長が提案できないとしたため空白となっている。



福祉文教常任委員会

委員	奥津勝子
副委員長	竹内恵美子
委員	鈴木京子
委員	山田喜一
委員	浅輪いつ子
委員	土橋秀雄
委員	渡辺順子

議会運営委員会

委員	百瀬恵美子
副委員長	清水弘子
委員	山口陽一
委員	奥津勝子
委員	竹内恵美子
委員	柴崎茂
委員	土橋秀雄

ごみ処理広域化検討特別委員会

委員	清水弘子
副委員長	浅輪いつ子
委員	鈴木京子
委員	高橋英俊
委員	柴崎茂
委員	渡辺順子

議会だより編集委員会

委員	鈴木京子
副委員長	三澤龍夫
委員	百瀬恵美子
委員	奥津勝子
委員	竹内恵美子
委員	坂田よう子
委員	山田喜一
委員	山口陽一
委員	鈴木京子
委員	高橋英俊

大磯町農業委員会

議会選出委員

鈴木京子
高橋英俊

編集後記

役職改選、議会人事が一新。だが、議会選出の監査委員が決まらない。町長不信任決議の提出者を監査委員に提案できないとする町側の心情……。議会だより編集委員一同、頑張ります。ご意見お待ちしております。

決算特別委員会（予定）

9月	10日	全会計説明
	14日	総務関係
	15日	建設関係
	17日	福祉関係
	18日	文教関係

9月定例会

9月	1日	議案上程等
	8日	一般質問
	9日	一般質問
	28日	委員長報告等

※SCNにて放映されます。